

〈談話〉

「女性活躍推進法一部改正法案」の成立にあたり、ハラスメント禁止の包括的
法整備を求めます

2019年5月29日
日本婦人団体連合会
会長 柴田真佐子

本日、参議院本会議で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等
の一部改正法案」が可決成立しました。女性団体、労働組合は、これまで職場
や社会に蔓延するセクハラ、パワハラなどのハラスメント行為の根絶を求めて
きました。被害を受けた女性たちは、勇気をもって声をあげて訴えてきました。
しかし、成立した関連改定法は、多くの女性たちが求めてきたハラスメント行
為そのものを禁止する規定がないこと、ハラスメントの規定が限定されている
こと、制裁措置がないこと、セクハラ、パワハラ、マタハラ対策がそれぞれ別
の法律に記載されていることなど、実効性の乏しいものとなりました。

セクハラは2006年の改正均等法で、事業主の防止措置義務が定められまし
たが、改正以降も一向に改善されていません。2017年度に都道府県労働局に寄
せられたセクハラ相談件数は約7000件にのぼっていますが、均等法に基づく行
政救済制度（「紛争解決の援助の申し立て」「調停申請」）が利用されたのは、わ
ずかに2%程度です。勧告に従わない企業名が公表された事例は過去1件もあ
りません。そのため多くの女性たちは泣き寝入りをしている現状にあります。

今回の改定法は、均等法に「セクハラ」「マタハラ」の不利益取り扱いの禁止
が、また、労働施策総合法にパワーハラスメントに関する雇用管理上の措置義
務が盛り込まれたものの、被害者救済と権利回復のための救済機関の設置にも
触れておらず、就活中や顧客、取引先など、第三者からのハラスメントも対象
にしていません。全国労働組合総連合の実態調査でも介護職場の利用者等から
のハラスメントの深刻な実態が報告されています。

このような実態を一日も早く改善するため、衆議院・参議院で採択された附
帯決議を実行に移し、ハラスメントを包括的に禁止し、制裁措置も盛り込んだ
法律に改正することを強く求めます。

政府は、女性差別撤廃委員会の勧告を履行し、ジェンダーギャップ指数が149
か国中110位という日本のジェンダー平等のとりくみの遅れを改善し、今年I
LLO総会で新たに採択する予定の「労働の世界における暴力とハラスメントの
除去に関する条約」が批准できる内容の国内法、ハラスメント禁止の包括的な
法整備を行うことを求めます。

以上